

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成17年11月24日(2005.11.24)

【公表番号】特表2001-518873(P2001-518873A)

【公表日】平成13年10月16日(2001.10.16)

【出願番号】特願平10-543123

【国際特許分類第7版】

C 0 1 B 13/14

C 0 7 F 7/08

【F I】

C 0 1 B 13/14 Z

C 0 7 F 7/08 B

【手続補正書】

【提出日】平成17年4月5日(2005.4.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手 続 補 正 書

平成17年4月5日

特許庁長官 小川 洋 殿

1. 事件の表示

平成10年特許願第543123号

2. 補正をする者

名称 キャボット コーポレイション

3. 代理人

住所 〒105-8423 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 虎ノ門37森ビル

青和特許法律事務所 電話 03-5470-1900

氏名 弁理士(7751)石田 敬


4. 補正対象書類名

請求の範囲

5. 補正対象項目名

請求の範囲

6. 補正の内容

請求の範囲を別紙の通り補正する。

7. 添付書類の目録

請求の範囲 1通



請求の範囲

1. 金属酸化物及び／又は有機金属酸化物の前駆体を速度変調乾燥剤存在の下に加水分解して、金属酸化物及び／又は有機金属酸化物の固体を作り、該固体を前記速度変調乾燥剤の存在下に乾燥することを含む、金属酸化物及び有機金属酸化物組成物の製造方法。

2. 前記乾燥の条件が、タップ密度が1.0グラム／立方センチメーター(g／c.c)以下である乾燥した金属酸化物及び／又は有機金属酸化物の固体を製造するのに十分な条件である、請求項1に記載の方法。

3. 300 p s i a 以下の圧力下において実施される、請求項1に記載の方法。

4. 前記速度変調乾燥剤の $\rho_{1\text{iquid}} / \rho_{solid}$ 比が0.95～1.05である、請求項1に記載の方法。

5. 前記速度変調乾燥剤の凝固点／融点での蒸気圧が1トル以上である、請求項4に記載の方法。

6. 前記前駆体がハロゲン化金属を含む、請求項1に記載の方法。

7. 前記速度変調乾燥剤がt-ブタノールである、請求項1に記載の方法。

8. 前記前駆体が塩化珪素を含む、請求項1の方法。

9. 前記乾燥金属酸化物がシリカを含む、請求項1に記載の方法。

10. 前記乾燥した金属酸化物の物理形状が、粉末、ウイスカー、小板、纖維、フレーク、顆粒又はそれらの混合体である、請求項1に記載の方法。

11. 乾燥した前記金属酸化物の物理形状がゲルである、請求項1に記載の方法。

12. 金属酸化物及び／又は有機金属酸化物の前駆体を速度変調乾燥剤と処理剤の存在下に加水分解して、処理金属酸化物及び／又は有機金属酸化物の固体を作り、そして該固体を速度変調乾燥剤の存在下に乾燥することを含む、処理金属酸化物及び有機金属酸化物組成物の製造方法。

13. 前記乾燥の条件が、タップ密度が1.0グラム／立方センチメーター(g／c.c)以下である乾燥した処理金属酸化物及び／又は有機金属酸化物の固体を製造するのに十分な条件である、請求項12に記載の方法。

14. 300 p s i a以下の圧力下において実施される、請求項1 2に記載の方法。

15. 前記速度変調乾燥剤の凝固点における $\rho_{\text{liquid}} / \rho_{\text{solid}}$ 比が $0.95 \simeq 1.05$ である、請求項1 2に記載の方法。

16. 前記速度変調乾燥剤の凝固点／融点での蒸気圧が1トル以上である、請求項1 5に記載の方法。

17. 前記前駆体がハロゲン化金属を含む、請求項1 2に記載の方法。

18. 前記速度変調乾燥剤がt-ブタノールである、請求項1 2に記載の方法。

。

19. 前記加水分解反応が無水HClを作り、さらに前記方法が、該無水HClを分離し収集する手段を含む、請求項1に記載の方法。

20. 前記加水分解反応が無水HClを作り、さらに前記方法が、該無水HClを分離し収集する手段を含む、請求項1 2に記載の方法。